

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小千谷市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 平場地域

① 現況

本地域は、平地農地の特性を利用し、営農を通じて国土の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されている。また、高齢化により農家数が年々減少しており、農地の受け皿となる担い手農家の育成が重要となっている。

このため、担い手農家を育成するために規模拡大することで、農用地、水路、農道等の保全管理に係る担い手農家の負担が増加することから、共同活動の推進により負担の軽減を図る必要がある。

また、更なる多面的機能の発揮に向けては、保全管理のための共同活動のほか、自然環境の保全に資する農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

② 目標

①を踏まえ、本地域では、農業者のほか、地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業の実施を推進する。これにより農業者等が共同で取り組む保全活動を活性化するとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮を促進することとする。

(2) 中山間地域等

① 現況

本地域は、傾斜地が多い立地特性のもと、農業生産活動等を通じ国土の保全や水源かん用、良好な景観形成等の多面的機能を有している。しかしながら、傾斜農地や積雪が多いことから生産条件が厳しく、過疎化や高齢化が進行しており、耕作放棄地が増加するなどの多面的機能の低下が懸念されている。

このため、持続的な農業生産に向けた取組や農用地、水路、農道等の保全管理のための共同活動を推進し、耕作放棄地の発生を防止する必要がある。

また、更なる多面的機能の発揮に向けては、自然環境の保全に資する農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

② 目標

①を踏まえ、本地域では、農業者のほか、地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業の実施を推進する。これにより、農業者等が共同で取り組む保全活動の継続や生産の組織化など、持続的な営農体制の構築を図るとともに、生物多様性の保全や地球温

暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮を促進することとする。

※平場地域は、平地農業地域などの農業生産条件の良好な地域

※中山間地域等は、棚田等の傾斜農地を多く抱える地域の農業生産条件の不利な地域

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平場地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中山間地域等	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

※2号事業に取り組む地域は、後掲する「5 (1)①ア、イ」において規定された条件等に該当する地域とする。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し小千谷市が必要と認める事項

・事業推進のための支援

市は、農業者団体等に対する法第3条第3項各号に掲げる事業の支援を積極的に行うとともに、知見を有する団体に対し、適宜助言等を求めるものとする。

・法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

① 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対

象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

小千谷市全域（特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法）

旧東山村、旧小千谷町、旧川井村、旧真人村、旧岩沢村（棚田地域振興法の指定棚田地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1 / 20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70% 以上の地域の草地

(エ) 棚田地域振興法に基づき申請した指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る急傾斜農用地

(オ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

すべての緩傾斜農用地を対象とする。

ただし、棚田地域振興法の指定棚田地域については、イ(エ)の急傾斜農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地を対象とする。

(カ) 新潟県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

(2) 集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、小千谷市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による認定新規就農者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

① 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付金の交付対象とする。

② 交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。